

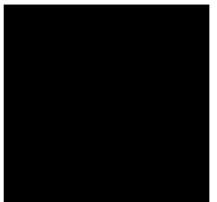
法務省民商第111号  
平成29年7月6日

法務局民事行政部長 殿  
(除く大阪)  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長  
(公 印 省 略)

管轄外への本店移転の登記申請があった場合における登記すべき事項の  
取扱いについて (通知)

標記の件について、別紙1のとおり大阪法務局民事行政部長から照会があり、  
別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願  
います。



法 登 第 2 6 8 号

平成29年6月29日

法務省民事局商事課長 殿

大阪法務局民事行政部長

管轄外への本店移転の登記申請があった場合における登記すべき事項の取扱いについて（照会）

本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請において、申請書に記載すべき登記すべき事項（商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項第4号）については、同法第53条に規定する事項（ただし、「会社の成立年月日」を除く。）を除き、「別添登記事項証明書のとおり」と記載し、当該登記事項証明書と申請書とを契印する取扱いとして差し支えないものとされています（平成19年11月12日付け法務省民商第2451号法務省民事局商事課長通知）が、旧所在地において直前にされた登記申請が、登記事項証明書の記載内容に反映されていないため、この取扱いによることができない事案が多く見られます。

新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（同法第51条第1項）、申請人の会社法人等番号は、新所在地を管轄する登記所の登記官においても明らかであるところ、同法第19条の3の趣旨に鑑みると、新所在地における登記の申請書には、登記すべき事項として、同法第53条に規定する事項（ただし、「会社の成立年月日」を除く。）の記載があれば足り、その他の事項の記載を省略しても差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。

法務省民商第110号

平成29年7月6日

大阪法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

(公 印 省 略)

管轄外への本店移転の登記申請があった場合における登記すべき事項の  
取扱いについて（回答）

本年6月29日付け法登第268号をもって照会のありました標記の件につ  
いては、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。